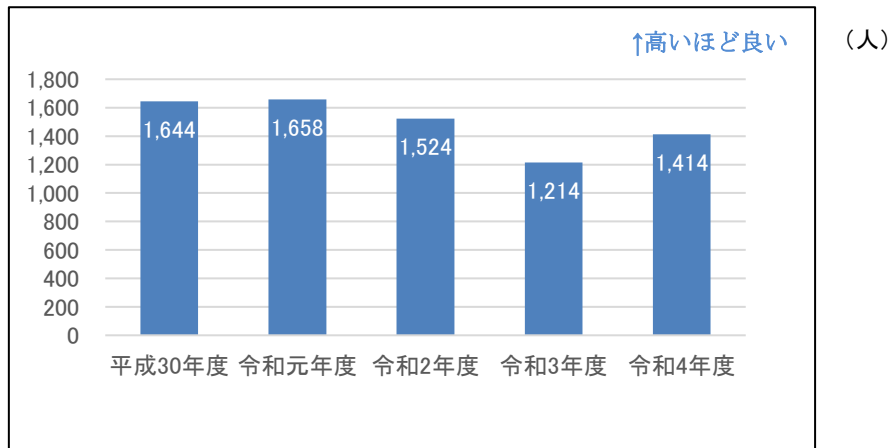


84 歯科領域の特定疾患患者数

○項目の解説

本指標を公表することにより、歯科における難病治療への国立大学附属病院での貢献度を社会にアピールできると考えます。

○当院の実績



○当院の自己点検評価

難治性疾患である顎・口腔の先天性異常、口腔領域の悪性新生物、舌痛症、難治性の口腔軟組織の疾患、口腔領域のシェーグレン症候群、尋常性天疱瘡又は類天疱瘡、口腔乾燥症、口腔内装置治療を要する睡眠時無呼吸症候群の患者を対象に、療養に対し必要な指導をし、歯科特定疾患療養管理料を算定した患者数を示します。本疾患は、診断・治療が困難な事があり、大学病院の有する高度な診断治療の機能を発揮すべき疾患です。本院では、受診患者数の約10%が歯科特定疾患指導料を算定しています。地域の歯科医師及び当院の医師と連携により、多くの難治性歯科疾患の患者さんを治療しています。その数は、昨年度と比較して若干減少していますが、病状が安定した後は、かかりつけ医と連携して診療を継続した効果が現れていると考えられます。

○定義

当該年度1年間の、歯科特定疾患療養管理料を算定した患者数(算定延べ数)です。

○算式

実数